平成２３年（フ）第４１号
新潟市中央区高志１丁目３番15号　メゾン・エリアⅠ202号
債務者　今井　知美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
長野市上松２丁目25番35号
債務者　毛呂三千男
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３４９９号
福岡市博多区那珂１丁目32番20号
債務者　後藤恵理子（旧姓靏）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１号
福岡市中央区大名１丁目10番６―207号
債務者　土方　篤子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６号
群馬県利根郡みなかみ町大穴53番地　町営住宅Ｊ―106
債務者　小渕　勝平
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
群馬県沼田市東倉内町542番地
債務者　阿部　好行
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
函館市新川町33番14号
債務者　林　　寅志
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
山形市大手町５番４号　かつみ荘101号、前住所山形市相生町３番12―203号　ロイヤルハイツ山形
債務者　中鉢　五郎
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
群馬県邑楽郡大泉町朝日１丁目５番Ｃ―９号長沼町営住宅団地
債務者　山下久美子（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３４５２号
名古屋市北区辻本通１丁目12番地　米常第３ビル603号
債務者　阿部　純子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６７２号
名古屋市港区木場町９番地の５　南木場荘３棟104号
債務者　川上麻里子（旧姓塩沢）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７号
名古屋市中川区富船町３丁目１番地の１　グランアベニュー富船北棟706号
債務者　濵野　泰則
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
名古屋市中川区富船町３丁目１番地の１　グランアベニュー富船北棟706号
債務者　濵野　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２号
名古屋市中川区広住町49番地
債務者　河村　真紀
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字ヰノ割16番地３　ニューシティ蟹江三番館906号
債務者　冨田　康隆
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７号
静岡県富士市五貫島704番地の１県営住宅Ｂ―403号、前住所静岡県富士市柚木352番地の８
債務者　渡邉　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部